

～ 緊急事態宣言の発令期間延長について～

緊急事態宣言が、東京都を含む19都道府県を対象に9月30日まで期間が延長されることが決定されました。

今回の延長は、新規感染者数の減少は見られるものの、依然として重症者数が高い水準にあることや病床の使用率などを踏まえ、判断されたものです。

わたしたちは、今回の緊急事態宣言の延長を受け、自身の命と健康、そして大切な人や地域を守るため、改めて自らの行動に対する責任を自覚する必要があります。

「自らも、いつどこでうつるかわからない」という強い危機感を持って行動するとともに、家庭内でも、「うつらない、うつさない」を意識し、「手を洗う」「消毒をする」「人と接するときはマスクをする」、「会食は短時間で家族または4人まで」、などの基本的な対策を実践して、生活に必要な場合を除き、自分自身も極力外出等を控えるという取り組みの確認をお願いいたします。

村民の皆さまには、長期間ご不便をおかけしているうえ、度重なるお願いばかりで大変恐縮ではありますが、この時を乗り越え感染拡大を収束することができれば、それだけ早い将来、安全・安心な日常が戻るようになります。

引き続き、村民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

1 外出自粛等のお願い

【住民の皆さまへ】

日中も含めた不要不急の外出自粛、特に20時以降の不要不急の外出自粛に加え、島外への移動（不要不急の帰省・旅行など都道府県間の移動や感染が拡大している地域への不要不急の移動）につきましてもこれまで以上の自粛をお願いします。

【来島される皆さまへ】

不要不急の来島の自粛をお願いします。なお、不要不急以外で来島される場合は、三宅島観光協会が定めた「ガイドライン」の遵守をお願いします。

2 公共施設の利用時間について

【利用時間】全ての村公共施設（学校施設も含む）について、最長で20時までとします。

ただし、閉館時間が20時前の施設は従前の閉館時間といたします。

※火葬場の通夜等については従来どおり22時までとします。

【期間】令和3年7月12日(月)～令和3年9月30日(木)

【注意事項】①特措法施行令第12条に規定される各措置(下記のとおり)の実施にご協力をお願いします。

- 従業員に対する検査の勧奨
- 入場をする者の整理等
- 発熱等の症状のある者の入場の禁止
- 手指の消毒設備の設置
- 事業を行う場所の消毒
- 入場をする者に対するマスク着用周知
- 感染防止措置を実施しない者の入場禁止(すでに入場している者の退場を含む)
- 施設の換気
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)

②感染防止のため、施設の利用規定及び各団体が定めた利用基準を遵守ください。

3 事業者等の皆さまへの休業及び営業時間短縮のお願い

【酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店】

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店の皆さまには、休業にご協力をお願いします。

【上記以外の飲食店】

上記以外の飲食店の皆さまも5時から20時までの営業時間の短縮にご協力をお願いします。

【飲食店以外の皆さま】

飲食店以外の皆さまも5時から20時までの営業時間の短縮にご協力をお願いします。

【注意事項】①酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店及び飲食店以外の皆さまについては、特措法施行令第12条に規定される各措置（下記のとおり）の実施にご協力をお願いします。

- 従業員に対する検査の勧奨
 - 入場をする者の整理等
 - 発熱等の症状のある者の入場の禁止
 - 手指の消毒設備の設置
 - 事業を行う場所の消毒
 - 入場をする者に対するマスク着用周知
 - 感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む）
 - 施設の換気
 - 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
- ②事業者の皆さまには感染防止対策の徹底をお願いします。

4 そのほか

* 村内の小中学校及び高校、保育園は感染防止対策を徹底したうえで、通常に継続します。

* 村内の介護保険事業所は、感染防止対策を徹底したうえで事業を継続します。

* 島内での陽性患者発生状況等により、対策が変更となる場合もあります。その場合は、改めてお知らせいたします。

三宅村新型コロナウイルス感染症対策本部 TEL04994-5-0981

令和3年9月12日現在